

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所運営規程

平成 11 年 9 月 30 日 制 定
平成 12 年 3 月 22 日 一部改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
令和 4 年 9 月 27 日 一部改正
令和 6 年 3 月 4 日 一部改正

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会が開設する大船渡市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下「訪問入浴介護従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護又は指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問入浴介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村及びに地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大船渡市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 大船渡市盛町字下館下 1 4 - 1（大船渡市総合福祉センター内）

(職員の職種、員数、職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1 名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問入浴介護の利用の申し込みに係る調整、訪問入浴介護従業者に対する技術指導、訪問入浴介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問入浴介護従業者 看護職員 1 名以上
介護職員 2 名以上
訪問入浴介護従業者のうち、1 名以上は常勤とし、指定訪問入浴介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1 名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後8時までとする。

(訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 利用世帯を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えてサービスを行った場合は次の額を交通費として徴収する。

- (1) 事業所から、片道おおむね20キロメートル未満 500円
- (2) 事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 1,000円
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問入浴介護従業者は、訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 皮膚疾患等で医師の指定する石鹸、シャンプー等の処方を受けている利用者は、その旨、申し出ること。
- (2) 入浴前には食事を控えること。
- (3) 褥創等の入浴後処理する際に医師の処方する薬及び消毒剤等がある場合、これを準備すること。
- (4) 風邪、発熱、入院等で入浴不可能の場合は、前もって管理者に連絡すること。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は大船渡市全域とする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員への周知徹底

- (6) 虐待の防止のための指針の整備
 - (7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- (その他運営に関する重要事項)

第 11 条 事業所は従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 4 日から施行する。